

議案第 56 号

羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例

羽生市公共下水道条例（昭和 58 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工事指定店の指定の申請）</p> <p>第 6 条の 2 （略）</p> <p>2 次条第 1 項の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びにそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第</p>	<p>（工事指定店の指定の申請）</p> <p>第 6 条の 2 （略）</p> <p>2 次条第 1 項の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びにそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法人にあっては定款の写し及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し及び履歴書</p>

19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し

(3) (略)

(4) 選任することとなる責任技術者に係る第6条の8第1項の規定により交付された責任技術者証の写し

(5)・(6) (略)

4 (略)

(工事指定店の指定)

第6条の3 市長は、前条第1項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

(責任技術者)

第6条の4 工事指定店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2・3 (略)

(責任技術者の登録の申請)

第6条の6 前条第1項の登録を受けようとする者は、認定試験に合格した年の翌年2月末日までに申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市

(3) (略)

(4) 専属することとなる責任技術者の第6条の8第1項の規定により交付された責任技術者証の写し

(5)・(6) (略)

4 (略)

(工事指定店の指定)

第6条の3 市長は、前条第1項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

(責任技術者)

第6条の4 工事指定店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2・3 (略)

(責任技術者の登録の申請)

第6条の6 前条第1項の登録を受けようとする者は、認定試験に合格した年の翌年2月末日までに申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市

長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が別に定める日までに申請することができる。

(1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(2)・(3) (略)

2 (略)

第10条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値

2・3 (略)

長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が別に定める日までに申請することができる。

(1) 住民票の写し、履歴書及び写真

(2)・(3) (略)

2 (略)

第10条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値

2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年6月4日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明